

# リテール君とマーコさんの消費税対策講座 第3回

## 消費税が「8%」のままとなる経過措置について



**リテール君**

キド先生、2019年10月1日（以下「施行日」といいます。）からは、消費税等の税率が8%から10%へ引き上げられ、それと同時に消費税の軽減税率制度がスタートするのですよね。

※「消費税等」：消費税および地方消費税。



**キド先生**

そうですね。まず、適用税率の原則的な考え方を整理してみましょう。原則として、施行日以後に資産の譲渡等および課税の仕入れ等が行われた場合、新税率が適用されます。しかし、特定の取引については、施行日以後も旧税率が適用される経過措置が定められていますので、ご注意ください。

**マーコさん**

先生、その「経過措置」について詳しく教えてください！



**キド先生**

経過措置は施行日以後の新税率の適用が原則的に困難と認められる取引について設けられており、経過措置を適用することで事業者が行う資産の譲渡等および課税の仕入れ等が施行日以後であっても、一定の要件を満たせば旧税率の適用が可能となります。

主な経過措置の概要をご紹介します。

### 【主な経過措置】

内 容	適用関係図
2019年4月1日（以下「指定日」という。）の前日までに契約等したもの	
<p>① 請負工事等</p> <p>指定日の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計およびソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）</p>	
<p>② 資産の貸付け</p> <p>指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	

内 容	適用関係図
2019年4月1日（以下「指定日」という。）の前日までに契約等したもの	
③ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、指定日前にその販売価格等の条件を提示し、または提示する準備を完了した場合において、施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	
施行日の前日までの間に領収しているもの	
④ 旅客運賃等 施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、施行日の前日までの間に領収しているもの	
施行日から2019年10月31日の間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
⑤ 電気料金等 継続供給契約に基づき、施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、施行日から2019年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	

## ポイント 消費税の経過措置

消費税10%増税後であっても、一定の要件に該当する取引については、消費税を8%のまま据え置くことができます。

特に、請負工事等、資産の貸付け、通信販売などは、契約を2019年3月31日（指定日の前日）までに行う必要がありますのでご注意ください。

### キド先生

経過措置の対象としたい場合は、必ず一定の要件を具備するような契約内容にすることが重要です。なお、経過措置に関する詳細は、国税庁ホームページに掲載している下記のQ&A等をご参照ください。

「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>

「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【具体的事例編】」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>



### リテール君

商業高校の2年生。  
販売士3級で家業がパン屋。



### マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業への就職を目指している。

(注)「販売士」は、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供：一般社団法人 日本販売士協会